

記載例

**相続人代表者指定届
(兼固定資産現所有者申告書)**

令和 年 月 日

砺波市長 あて

被相続人（亡くなられた方）にかかる徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者として、次のとおり指定しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届出します。また、砺波市税条例第74条の3に基づき、地方税法第384条の3に規定する「現所有者」を次のとおり申告いたします。

相続人代表者 (現所有者代表者)	住所	砺波市栄町7番3号		
	ふりがな	となみ かずこ	続柄	
	氏名	砺波 一子 (印)	妻	
	電話番号	0763-33-1111		
被相続人 (亡くなられた方)	住所	砺波市栄町7番3号		
	氏名	砺波 太郎		
	死亡年月日	令和 2 年 4 月 1 日		
現所有者 (すべて)	相続人(すべて)の氏名	続柄	住所	相続分
	砺波 一子 (印)	妻	砺波市栄町7番3号	1/2
	個人番号	1 2 3 4	5 6 7 8 9 0	1 2
	砺波 一郎 (印)	長男	砺波市庄川町青島401番地	1/6
	個人番号	2 3 4 5	6 7 8 9 0 1 2 3	
	富山 花子 (印)	長女	富山市新総曲輪1番7号	1/6
	個人番号	3 4 5 6	7 8 9 0 1 2 3 4	
	南砺 菊子 (印)	次女	南砺市苗島4880番地12	1/6
個人番号	4 5	6 7 8 9 0 1 2 3 4 5		
個人番号				
相続登記の有無	済 ・ 手続中 ・ する予定 ・ その他			

原則、相続人ご自身でそれぞれ記入のうえ、押印してください(認印で可)。

※ 土地・建物の相続は、法務局にて登記上の所有権を移転する手続きにより行います。

※「現所有者」とは、課税台帳上の所有者が死亡したことによってその固定資産を賦課期日（1月1日）現在所有することとなる方で、相続人がこれに該当します。